

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 27 日

各旅館業営業者 様
各簡易宿泊所営業者 様
各住宅宿泊事業者 様

品川区保健所長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る旅館業における対応について

今般、中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス関連肺炎の集団発生が報告され、国内でも武漢市に滞在歴がある肺炎患者から新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

中国では1月24日から春節を迎え、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、宿泊施設滞在中に当該肺炎を発症する可能性もあるため、下記について特にご留意の上、宿泊者に対し適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報、対策についてまとめたリーフレット（東京都福祉保健局作成）を添付しますのでご活用ください。

記

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
- 2 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
- 3 宿泊者が、宿泊施設滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
- 4 3により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
- 5 従業員に対しては、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨すること。特に、3の発症の申し出があった当該宿泊者に対応した従業員は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。

参考：東京都福祉保健局ホームページ「新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報」

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/2019-ncov/>

担 当 品川区保健所生活衛生課 医薬環境衛生担当 電話番号 03-5742-9138
